

行政改革推進委員会について

○与謝野町行政改革推進委員会条例

平成18年3月1日

条例第28号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した効率的な町行財政の推進を図るため、与謝野町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、町の行財政全般にわたり、その効率化の推進に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、町行財政について識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に、会長及び会長代理を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長代理がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

■ ■ ■ 与謝野町行政改革推進委員会の運営に関する確認事項 ■ ■ ■

1 会議

委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の原則

会議の原則として、次の事項を基本とする。

(1) 自由な発言

自由な発言を最大限に尊重する。

(2) 意見

委員会の円滑な運営のため、委員はあらかじめ質問や資料の請求、具体の提案などを事務局に対して行うことができる。

3 発言の公平性

(1) 会長は、発言が偏らないよう公平に意見を求める運営に配慮する。

(2) 発言は要点を整理し簡潔に行う。また、把握する限りの客観的な根拠に基づき、建設的な意見を心がける。

4 会議の記録

(1) 会議の記録（議事要旨）は、事務局が速やかに作成し、委員の確認を受ける。

(2) 委員の確認を受けた会議の記録（議事要旨）は、町のホームページで公開する。

5 会議の公開（協議事項）

(1) 会議は、原則公開とし、傍聴を原則認めることとする。

(2) 傍聴者の守るべき事項は、傍聴人心得を作成し、傍聴者に遵守させる。

6 確認事項の変更及び追加

この確認事項は、変更又は追加できるものとする。